

訪問看護サービス 利用契約書（介護保険）

医療法人（社団）寺田病院
訪問看護ステーション「コスモス」

訪問看護（訪問リハビリテーション）【要介護】【要支援】

重要事項説明書 （2頁 ～ 8頁）

利用契約書 （9頁 ～ 11頁）

個人情報使用同意説明書 （12頁）

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者の概要

事業者名	医療法人（社団）寺田病院
所在地	三重県名張市夏見3260番地1
代表者	理事長 寺田 紀彦
設立年月	昭和55年3月

2. 事業所の概要

事業所名	医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」
所在地	三重県名張市夏見3260番地1
事業者指定番号	介護保険事業所番号2461390029（平成12年4月1日）
管理者	石倉 たまみ
電話番号	0595-61-2300
FAX番号	0595-61-2301

3. 事業の目的及び方針

(1) 事業の目的

主治医が指定訪問看護の必要を認めた患者（利用者）に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った医療の提供に努めるものとする。

4. 職員の職種、員数及び勤務の内容

管理者	1名	訪問看護員兼務
訪問看護員	3名	常勤専従2名、常勤兼務1名（管理者兼務）
理学療法士	8名	非常勤専従8名（病院・通所訪問リハビリ兼務）
作業療法士	2名	非常勤専従2名（病院・通所訪問リハビリ兼務）

5. 営業日及び営業時間

営業日	訪問看護サービス：月曜日から土曜日（国民の祝日も営業） 訪問リハビリサービス：月曜日から金曜日（国民の祝日は休業） （但し、年末年始12/30～1/3を除く）
営業時間	午前8時45分から午後5時45分（訪問看護は、緊急の場合24時間対応）

6. 事業の内容

- ・病状の観察（血圧、体温、脈拍など）
- ・服薬の管理、指導
- ・日常生活看護、介護の指導
- ・清拭、洗髪による清潔の保持
- ・褥瘡の予防、処置
- ・緩和ケア、ターミナルケア
- ・チューブ、カテーテルや医療器具の管理、観察
- ・社会資源の活用相談、指導
- ・家族指導
- ・日常性上で必要な機能訓練、動作等の指導及び必要な援助
- ・療養生活や介護、看護方法の指導、相談
- ・介護用品の紹介

7. 利用料その他の費用の額

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合、その利用料は原則として厚生労働省が定めた額（所定単位数×1ヶ月の利用回数×10.21円）とし、利用者の負担額は「負担割合証」の負担割合に基づきお支払いいただきます。

サービス利用料は、要介護度に関係なく下表の単位数に基づき計算され、サービス内容は下表のとおりです。（「特定疾患医療受給者証」を交付されている方は負担額が異なります。料金表の注意書きをお読みください。）

【訪問看護サービス 基本単位及び加算単位表】

（1 単位 10.21 円）

所要時間	単位数	サービス内容
30分未満 ◇ （上段：要介護、下段：要支援）	471単位/回 451単位/回	病状の管理、褥瘡・カテーテル処置、 清拭・清潔の保持、 日常生活の世話、療養生活などの指導 家族支援
30分以上60分未満 ◇ （上段：要介護、下段：要支援）	823単位/回 794単位/回	
60分以上90分未満 ◇ （上段：要介護、下段：要支援）	1,128単位/回 1,090単位/回	
90分以上訪問看護を行った場合 （要介護）（要支援）	+300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対し、60分以上90分未満に引続き訪問看護を行った場合算定
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う場合 ◆ （上段：要介護、下段：要支援） 1日に2回を超えて行った場合、要介護90/100、要支援50/100各算定 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 （要支援）→15単位減/回 （但し、右記（イ）の8単位減算を算定していない場合は、5単位減/回となる）	294単位/回 （20分当り） （※） 284単位/回 （20分当り）（※） （※）上記単位数は、 要介護・要支援共、前年度の理学療法士等の訪問回数が、看護職員の訪問回数を超えている場合、1回につき8単位減算（イ）となります。	日常生活上で必要な機能訓練・動作等の指導及び必要な援助
初回加算Ⅰ ※1 （要介護）（要支援）	350単位/月 （月1回）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院・退所日に初めて訪問看護を提供した場合に算定
初回加算Ⅱ ※1 （要介護）（要支援）	300単位/月 （月1回）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院・退所日の翌日以降に初めて訪問看護を提供した場合に算定
退院時共同指導加算 ※1 （要介護）（要支援）	600単位/回	病院・診療所・老人保健施設等の入院・入所中の方に対して主治医等と連携し在宅生活に向けて退院時共同指導を行った後初回の訪問看護を行った日に1回算定（特別な管理を必要とする方は2回可） （ただし初回加算を算定する場合は算定しません）

看護体制強化加算Ⅱ (要介護) 看護体制強化加算 (要支援)	200単位/月 100単位/月	前6月で緊急時訪問看護加算算定50%以上、特別管理加算算定20%以上、前12月でターミナルケア加算算定1名以上
複数名訪問看護加算Ⅰ 所要時間30分未満 所要時間30分以上	254単位/回 402単位/回	同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算Ⅱ 所要時間30分未満 所要時間30分以上	201単位/回 317単位/回	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
ターミナルケア加算 ※2 (要介護)	2,500単位 (死亡月)	死亡日及び死亡日前14日以内に2日訪問看護を以上ターミナルケアを行った場合算定。「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ対応すること
緊急時訪問看護加算Ⅱ (24時間対応) ※2 (要介護)(要支援)	574単位 (月1回)	利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う。
夜間又は早朝加算	所定単位数の 25/100加算	夜間訪問：午後6時～午後10時 早朝訪問：午前6時～午前8時
深夜加算	所定単位数の 50/100加算	深夜訪問：午後10時～午前6時
特別管理加算Ⅰ ※2 (要介護)(要支援)	500単位 (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し訪問看護実施に関する計画的な管理を行う
特別管理加算Ⅱ ※2 (要介護)(要支援)	250単位 (月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し訪問看護実施に関する計画的な管理を行う
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※2	6単位/回	研修等を実施し勤続年数が7年以上の看護師等が30%以上いる
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 18/1000加算	介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算で、処遇改善計画書を所管庁(三重県)に提出し、処遇改善加算Ⅳの要件又は令和8年度特例要件を満たした場合算定します。

◇ 准看護師が指定訪問看護を行なった場合は、所定単位数の90/100を算定します。

◆ 理学療法士等が行う訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問するものです。尚、看護職員は初回及び定期的な訪問を行うことにより利用者の状態の確認と適切な評価を行いサービスに繋がります。

※1 初回加算Ⅰ・Ⅱ又は退院時共同指導加算のどちらか1つのみ算定します。

※2 区分支給限度基準額の算定対象外です。

★主治医の指示及び利用者様の病状等により、介護支援専門員の計画に基づいてサービス

内容に変更が生じる場合もあります。

＜注意書き＞

- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
- ・ 「特定疾患医療受給者証」の有無を確認させていただきます。「特定疾患医療受給者証」の交付を受けると、保険診療および介護保険の訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導または指定介護療養施設サービスに関する費用から、保険者が負担すべき額を差し引いて患者が負担すべき額のうち受給者証に記載された自己負担限度額を超える部分について公費負担を受けることができる場合があります。（ただし特定疾患は県独自の疾患があり、特定疾患でも申請されていない方は「特定疾患医療受給者証」の交付はされません。）

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスの指示が医師から訪問看護事業所へあった場合は担当の介護支援専門員や事業所責任者と利用者の話し合いの上、決めるものとします。

(3) 交通費

「8. 通常の事業の実施地域」の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えて行うサービスの交通費については、通常の事業の実施地域を越える地点から居宅までの往復の距離に対し、次の交通費実費をいただきます。

1 kmにつき ： 30 円（自動車利用の場合）

交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ます。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担となります。

領収書を紛失された場合は、領収書の再発行は出来ませんが「領収証明書」を発行致します。その際1月分につき**330 円**を頂きます。

エンゼルケア利用料（死後のケア料金）	20,000 円
衛生材料費（含、エンゼルメイクセット）	5,000 円

(5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用日の前日までの連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	700 円

(6) 利用料等のお支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者は指定した金融機関の預金口座から決められた支払い日に「預金口座振替」で支払うものとします。

毎月、月締めにて請求書作成し、訪問月から2ヵ月後の6日に口座より引き落とします。

例（訪問月 H17 年 11 月訪問——12 月に請求計算し請求書作成持参——

1 月 6 日に口座より引き落とし、記帳はテラダビョウインとなります）

利用者が、「預金口座振替」以外の方法で支払いを希望される場合は、事業所にご相談下さい

8. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、名張市全域、伊賀市青山（旧青山町）、津市美杉町（旧美杉村太郎生）、奈良県宇陀市室生区（旧室生村）、奈良県山辺郡山添村とする。

9. 緊急時等、事故発生時における対応方法

当該事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに利用者の家族、主治医、ケアマネージャーに連絡を行うとともに、必要な措置をする。

当訪問看護ステーションは、**24時間対応事業所**となっております。

利用者様に変化が生じた場合、訪問看護ステーションにご連絡ください。

内容・状態に応じて訪問、または主治医に連絡、相談し対応させていただきます。

＜緊急時の対応＞緊急時は下記に連絡ください。

訪問看護ステーション「コスモス」

電話 0595-61-2300

※ 営業時間外は不在になります。下記の携帯電話にご連絡下さい。

訪問看護師 携帯電話

電話 090-2139-8190

以上に連絡して頂いても連絡がつかない場合は

寺田病院

電話 0595-63-9001 へ

その際は、必ず「訪問看護を受けている。〇〇です。」と名乗っていただきご用件をお話ください。私たち訪問看護スタッフに連絡が入ります。

訪問看護スタッフ： 石倉 辻 御手洗

＜事故発生時における対応＞

- ① サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、その後に、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所及び市担当者等に連絡します。
- ② 発生事故の状況及び処置について記録し、損害賠償等が必要な場合には、すみやかに加入の損害賠償責任保険等を利用し、賠償を行います。
- ③ 事業所の管理者は、事故発生の原因を解明し再発防止の為の対策に従業者に指導する。
- ④ 事業所は、事故等の詳細及び指導・対策内容等を記録に残し、2年間保存する。

10. 訪問看護指示書

訪問看護指示書は、主治医から指定された訪問看護事業者が訪問看護サービスを提供する際に、交付される文章です。訪問看護指示書には期間があり、主治医からの指示のある期間訪問看護サービスが利用可能です。訪問看護サービスの利用継続には定期的な主治医からの訪問看護指示書が必要となります。

11. 個人情報の取扱

患者及び代理人（ご家族等）の個人情報については、後述の「個人情報使用同意説明書」に記載された個人情報使用規定に基づいて慎重に取扱う。

12. 苦情相談窓口

当事業所サービスについての苦情、相談等を下記事業所利用者相談窓口で、担当者が承り

ます。又当事業所以外に名張市等の相談・苦情窓口相談する事ができます。

事業所利用者相談窓口

連絡先	医療法人(社団) 寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」
担当者 (電話番号)	石倉 たまみ (0595-61-2300)
相談時間	月曜日～土曜日 午前8:45～午後5:45
面接場所	当事業所2階相談室

公的機関

名張市福祉・子ども部 介護・高齢支援室	
住 所	名張市鴻之台1-1
電話番号	0595-63-7599

三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課介護障害福祉係	
住 所	三重県津市桜橋2丁目96番地
電話番号	0595-222-4165

13. 虐待防止に関する事項

当事業所は利用者の人権の養護・虐待等の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行い、相談等を上記12の**事業所利用者相談窓口**で、担当者が承ります。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体拘束の適正化

事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を把握し記録するものとする。

15. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

17. カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方について

当事業所では、すべての利用者様に安心して訪問看護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい職場環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族様等からの言動のうち、社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当すると判断する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・ 大声での叱責や威圧的な言動
- ・ 人格を否定する発言や差別的な言動
- ・ 業務の範囲を超えた過度な要求
- ・ 長時間にわたる執拗な要望やクレームなど

※電話やSNS等のインターネット上においても行われるものも含まれます。

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、訪問看護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なく上記 12 の事業所利用者相談窓口までお申し出下さい。

利 用 契 約 書

_____様（以下、「利用者」といいます。）と医療法人（社団）寺田病院（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が運営する訪問看護ステーション「コスモス」（以下、「事業所」といいます。）において、利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

<サービスの目的>

第1条 事業所は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護保険給付・予防介護保険給付の対象となる訪問看護サービス・訪問リハビリテーションサービスを提供します。

<契約期間及び更新>

第2条

- 1 本契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定（要支援の場合は要支援認定）の有効期限満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業所に対して、文書等による契約終了の申し出が無い場合には、本契約は、同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

<運営規程の概要>

第3条 事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

<居宅サービス計画変更の援助>

第4条 事業所は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡するなどの必要な援助を行います。訪問看護ステーションは、訪問看護（リハビリテーション）計画を立てそれに沿って訪問援助を行います。

（訪問看護）	訪問曜日	月・火・水・木・金・土	回	1回	分
（訪問リハビリ）	訪問曜日	月・火・水・木・金	回	1回	分

<サービス内容>

第5条

- 1 利用者がこの契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用、予防給付適用の有無については、サービス提供票の通りである。
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するように申し出ることができます。事業所は、利用者方の申し出があった場合は、居宅介護サービス契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更する。
- 3 病状等に応じてサービス内容が変更になる場合、事業所は利用者・主治医・居宅介護支援事業所（要支援の場合は地域包括支援センター）と連携して変更する。

<利用者負担金及びその滞納>

第6条

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載する通りとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用負担金を3ヶ月以上滞納した場合

には、事業所は1ヶ月以上の期間を定めて、利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 3 前項の催告をしたときは、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業所(要支援の場合は地域包括支援センター)と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画変更、介護保険外の公的サービスの利用などについて必要な調整を行うように要請するものとします。
- 4 事業所は、前項に定める協議などを行い、かつ契約期間に定める期間が満了した場合には、文章によりこの契約を解除することができます。
- 5 事業所は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービス・訪問リハビリテーションサービスの提供を拒むことはありません

<利用者の解約権>

第7条 利用者は、事業所に対していつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、1週間以上の予告期間を持って届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし契約の解約により生じた不測の損害がある場合はこれを賠償しなければなりません。

<利用者の解約事由>

第8条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解約できます。

- ① 事業所が、正当な理由もなく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらずこれを提供しようとししない場合。
- ② 事業所が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業所が、利用者の身体・財産・名誉などを傷つけ、また著しい不信行為を行うなどの、本契約を継続しがたい重大な理由が認められるとき。

<事業所の解約権>

第9条 事業所は、利用者の著しい不信行為等により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文章により、この契約を解約することができます。この場合、事業所は居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者にその旨連絡します。

<契約の終了>

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 契約期間の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき。
- 2 事業所は、利用者が以下の事情に該当する場合には、本契約を文書で通知することにより解約することが出来ます。
 - ① 利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
 - ② 事業所は、利用者もしくは介護者等が事業所や訪問看護職員等に対して本契約を継続し難いほどの不信行為等を行った場合、又はカスタマーハラスメント(暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為など)やセクシャルハラスメント(身体や手を必要なく触る・性的な言動をする等)などの行為等により適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合。
- 3 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院されたとき。
 - ② 利用者の要介護認定区分が自立とされたとき。
 - ③ 利用者が死亡されたとき。
- 4 前3項の場合、利用者はすでに実施した訪問看護サービスについて、所定のサービス

利用料金を事業所に支払うものとします。

<損害賠償>

第 11 条

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供に当たって、事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

ただし、事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

<秘密保持及び個人情報保護>

第 12 条

- 1 事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命・身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中および契約後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者の個人情報を用いる場合、または利用者の家族の情報を用いる場合は利用者、家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議においてそれらの個人情報を用いませぬ。

<苦情対応>

第 13 条

- 1 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、事業所、介護支援専門員、名張市介護・高齢支援室または三重県国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業所は、利用者が苦情申し立てなどを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

<信義誠実の原則>

第 14 条

- 1 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令・その他の関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議を行った上、定めます。

<裁判管轄>

第 15 条 利用者と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地为管轄する裁判所を第 1 管轄裁判所とすることを予め合意します。

個人情報使用同意説明書

医療法人（社団）寺田病院訪問看護ステーション「コスモス」は、利用者及び代理人（ご家族等）の個人情報については、下記「個人情報使用規程」により、必要最小限の範囲内で使用いたします。

記

医療法人（社団）寺田病院訪問看護ステーション「コスモス」

個人情報使用規程

1. 個人情報使用対象者 利用者及び代理人（ご家族等）
2. 個人情報使用目的
 - （1） 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
 - （2） 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
 - （3） 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所その他の関係機関と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供
3. 使用する事業者の範囲 利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
4. 使用する期間 契約で定める期間
5. 使用条件
 - （1） 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
 - （2） 個人情報を使用した会議等においては、出席者名、議事内容等を記録しておくこと

私は、訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供に際し、利用者及び代理人（ご家族等）に対し、上記「重要事項説明書」、「利用契約書」により重要事項の説明を行いました。

医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」

説明者 氏 名 _____

1. 私（利用者及び代理人）は、本書面に基づいて医療法人（社団）寺田病院訪問看護ステーション「コスモス」の上記職員から重要事項の説明を受け、理解したうえで訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意し、本契約を申し込みます。

契約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 上記「個人情報使用同意説明書」により、個人情報使用対象者、使用目的及び情報の開示・提供する範囲等について説明を受け、会議等で必要な場合に限り、私及び代理人（ご家族等）の個人情報を用いることにつき予め同意します。

（利用者）

住 所： _____

氏 名： _____

（代筆者氏名） _____ （続柄） _____

（代理人）

住 所： _____

氏 名： _____

利用者との関係： _____

（事業者）

所 在 地： 三重県名張市夏見 3 2 6 0 番地 1

名 称： 医療法人（社団）寺田病院

印

代表者名： 理事長 寺 田 紀 彦

（事業所）

所 在 地： 三重県名張市夏見 3260 番地 1

名 称： 医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」

管 理 者： 石 倉 たまみ

本契約を証するため本書を2通作成し、利用者の署名、事業者の記名押印の上、各1通を保有するものとします。